農業技術、投資及び貿易における協力に関する
日本国農林水産省とコロンビア共和国農業・地方開発省との間の
協力覚書

日本国農林水産省及びコロンビア共和国農業・地方開発省（以下総称して「両参加者」といい、個別に「参加者」という。）は、それぞれの国の現行法令に従い、持続可能な生産計画及び相互に利益を共有できる方法の下で、農業及び農産業の分野における参加者間の協力を強化及び促進することを希望し、両国の農業に係る投資の強化並びに農業及び農産業を所管する公的機関間の協力を通じて、これらの分野における投資及び貿易を促進することの重要性について、次の認識に達した。

第１項　目的

両参加者は、この協力覚書を通じて、それぞれの権限の範囲内で、農業及び農産業の分野における公的機関及び民間における円滑かつ効果的な対話を通じて協力を促進するための取組みを確立するために最善の努力を払う。

第２項　協力の分野

協力の優先分野は以下のとおりとする。

a)技術、イノベーション及び科学

b)食料安全保障

c)持続可能な生産及び貿易

d)農業に係る知見及び家族経営農家に係る施策に関する情報の交換

e)非関税措置及びその他両国間の共通の課題

f)事業及び投資の促進

g)その他、両参加者が相互に決定する事項

第３項　枠組み

3.1. 両参加者は、この協力覚書を実施するため、この協力覚書の枠組みにおいて展開する活動を協議する「農業及び農業投資に関する合同委員会」を設置することができる。

3.2. 両参加者は、情報、意見、各種専門知識を交換し、共同の活動を通して第２項に規定する分野における協力を促進する。

第４項　実施

4.1. 農業及び農業投資に関する合同委員会は、両参加者が特別の定めをしない限り、原則として年一回会合を開催することができる。
4.2. 両参加者は、必要に応じて、公的及び民間部門を招聘することができる。各部門の出席者は、会合の目的及び議論される事項に応じて、両参加者が決定することができる。
4.3. 会合は、両参加者の決定に従い、対面又はオンラインで開催することができる。
4.4. 両参加者は、会合の議題、日時、場所及びその他の条件を決定するに当たり十分な事前調整を行うよう最大限努める。

第５項　予算

5.1. この協力覚書の実施によって生じる費用は、各参加者が、その予算の範囲内において各国内法に基づいて負担する。
5.2. 両参加者は、この協力覚書の性質に鑑み、この覚書が両参加者間の財政上の約束を意味するものではないことを認識する。
5.3. この協力覚書に基づいて実施する活動の費用については、両参加者は各々の国内法に従い書面により決定することとする。

第６項　協力覚書の性質

6.1. この協力覚書は、両参加者に対していかなる拘束力のある権利又は義務を生じさせるものではなく、また、両参加者の各々が結ぶ二国間及び多国間の協定から生ずる義務に影響を与えないものとする。
6.2. この協力覚書及び協力覚書から生ずる活動は、参加者各国の国内法に従い、参加者の権限の範囲内で展開されなければならず、また、参加者に対して国際的な義務を生じさせないものとする。

第７項　知的所有権及び情報の保護

7.1. この協力覚書の実施に関連する知的財産に関する事項は、両国の法令及び適用される国際条約に従って取り扱われる。
7.2. この協力覚書の実施により知的財産に関連する権利が生じ、それらの権利を共同で裁定することができない場合には、両参加者は、相互の同意により、それらの権利を両国の法令に従って処理することを決定するものとする。
7.3. 両参加者は、各情報を第三者に提供することについて相互に別段の決定をしない限り、それぞれの国内法に従って、秘匿または不開示とされる情報を保護するよう努める。
7.4. 両参加者は、各々の国内法に従って、個人情報の保護及び必要とされる認証の保護を促進する。

第８項　各種解釈及び実施

この協力覚書は、両参加者のそれぞれの国内法に従って解釈し実行するものとし、参加者に対して国際的な義務を生じさせるものではない。

第９項　紛争解決

この協力覚書の解釈及び実施において生ずるいかなる意見の相違も、参加者間の信義則及び意思の共有によって、参加者間で解決することとする。両参加者は、この協力覚書に署名する際に各々を尊重し、相互協力の精神に基づき、可能な手段により友好的な解決を追求することとする。

第 10 項　修正

10.1. 両参加者は、相互の同意により、この協力覚書の全部又は一部の修正又は改訂は書面による通知により要請することができる。
10.2. 修正は、この協力覚書の不可分の一部を成す。
10.3. 修正を行う日は、両参加者が書面により決定することができる。

第 11 項　期間

11.1. この協力覚書に基づく協力活動は、この署名の日から開始され、5 年間継続するものとする。この協力覚書を中止する場合は、一方の参加者が他方の参加者に対し、中止しようとする少なくとも 3 カ月前にこの協力覚書を中止する意思を書面により通知しなければならない。それによらない場合は、この覚書は自動的に５年間延長される。
11.2. 別段の決定がない限り、この協力覚書の中止は、継続中のいかなる協力活動の期間に影響を及ぼすものではなく完了まで継続して実施される。

参加者は、本協力覚書を日本語、スペイン語及び英語の 3 通に署名する。英語版が日本語版及びスペイン語版に優先する。

この協力覚書は、2025 年 9 月 4 日に日本国東京において署名された。

日本国農林水産省のために

小泉進次郎

農林水産大臣

コロンビア共和国農業・地方開発省のために

マルタ・ヴィヴィアナ・カルバハリーノ・ヴィジェガス

農業・地方開発大臣